







昭和50年度  
(50. 4. 1現在)

## 金融のしおり

宇都宮商工会議所

宇都宮市中央本町4番12号 ☎33-6231(代表)

(—は各欄共、対前年比の改  
正点又は注意点を示します)

## ① 保証人・担保なしのマルケイ貸付

○国特別貸付です  
○申込は、全国の会議所（又は商工会）に限  
られています

名 称	資 格	使 途	限 度 額	期 間	利 率	そ の 他
⑥ 経営改善貸付	1年以上当会議所の地区内で事業を営み、当所の経営指導を半年以上受けている個人法人で、当所会員の推せんをうけた、従業員5人以下（商業・サービス業は2人以下）の小企業者（事業主、家族、臨時、役員は除かれます）	運転資金 設備資金	100万円以内 200万円以内	2年以内 3年以内	年 7.2%	○運転・設備を同時に使うときは、合計で200万円が最高です ○一度借りて残があつても、限度額との差額までは結構です ○環衛関係の設備は、別扱になります ○保証協会の保証もつきません ○下らん③の⑥の詳細です

## ② 市 の 融 資 制 度

(申込先は、当所又は市の融資振興会へ)

名 称	資 格	使 途	限 度 額	期 間	保 証 人	担 保	利 率	取扱金融機関	
⑥ 設備資金	当市内又は一年以上現地の事業を営む中小企	○機械設備を市内に設置するとき ○店舗、作業場など事業に使用する建物や、これに附帯する施設を市内に新・増・改築（設）するとき ○従業員のための宿舎、食堂などを、市内に新・増・改築するとき	年間800万円まで (組合は3,200万円まで)	300万円まで5カ年以内 300万円をこえるもの 7カ年以内 (6カ月据置後月賦返済)	1名	○法人は他に代表者の個人保証 ○組合は他に理事の個人保証	不要 (保証協会の保証付のため)	各取扱金融機関の定める金利	市内にある各種金融機関の本・支店
④ 公害防止施設資金		公害防止に必要な施設を市内に設置するとき	年間800万円まで	7カ年以内 (同上)	1名 同上				
⑤ 工場立地資金	工場適正化資金	市が工場適地と認めた地区に工場を移転するとき	現在は該当地区がないので未定	7カ年以内 (同上)	1名 同上				
⑦ 運転資金		原材料、商品仕入の他、買掛金、手形、人件費の支払などのとき	1回300万円まで	3カ年以内 (6カ月据置後月賦返済)	1名 同上				
⑧ 季節経営安定資金			1企業300万円まで	夏一期 6月1日～10月31日 年末年始 11月1日～5月31日	1名 同上				

## ③ 国金（国民金融公庫）の融資制度

(申込先は、当所又は国金へ)  
(4頁⑧の2の詳細です)

名 称	資 格	使 途	限 度 額	期 間	利 率、条件、その他	
⑨ 普通貸付	一般の中小企業（個人、法人）	運転資金 設備資金	1,000万円以内	5年以内 7年以内	下記⑩～⑪までと同じ	
⑥ 経営改善貸付	上記①保証人・担保なしのマルケイ貸付と同じ					
⑩ 食品貸付	⑩ 食品貸付	・食料品小売業 青果、魚介類、米穀、酒類、乳類 ・食料品製造小売業 パン、めん類、とうふ、水産練製品、漬物、そよざい、菓子、乳酸飲料 ・総合食料品小売業	店舗、機械などの設備資金 共同購入運転資金	1,800万円以内	10年以内	○利用できるかたは原則として資本金1,000万円以下、または従業員100人以下の方です（ただし商業サービス業は50人以下） ○利率は年9.4%ですが、設備により8.9 7.9、7.3%のご融資もあります ○返済は割賦払又は一時払いです ○保証人は1名以上必要です ○担保は500万円以上は原則として微します 尚、担保によっては保証人を必要としないことがあります
⑪ 流通貸付	⑪ 流通貸付	・卸売業及び小売業 ・ボランタリー・チャーン本部	セルフサービス店・集配センターなどの設備資金、及びショッピングセンターなどへの入居資金、ボランタリー・チャーン本部の共同仕入資金	1,500万円以内	10年以内	
⑫ 安全貸付	⑫ 安全貸付	産業安全衛生施設を必要とする中小企業、家庭労働者及び労働者に直接仕事を委託する委託者、液化ガス類の製造または販売業、消防署または避難設備を必要とする中小企業	安全衛生施設 保安施設 消防施設などの設備資金	1,800万円以内	10年以内	
⑬ 公害防止貸付	⑬ 公害防止貸付	・汚水、騒音などの産業公害を防止する施設を必要とする中小企業 ・公害規制区域から工場を移転しようとする中小企業	公害防止施設などの設備資金、公害防止事業の事業者負担金、工場移転に伴つて必要となる設備資金	1,800万円以内	10年以内	
⑭ 事業転換貸付	⑭ 事業転換貸付	事業の転換を行なおうとする輸出関連中小企業、及び公害を発生している中小企業	事業を転換するため必要とする設備資金	1,500万円以内	10年以内	
⑮ 市街地貸付	⑮ 市街地貸付	一般の中小企業（個人、法人）	市街地整備などの公共事業の施行に伴つて必要な設備資金	1,500万円以内	10年以内	
⑯ 省力化貸付	⑯ 省力化貸付	製造業	省力化に役立つ機械設備	1,500万円以内	10年以内	
⑰ 過密公害移転貸付	⑰ 過密公害移転貸付	・公害を防止のため特定地域へ工場を移転する方 ・法に定める過密地域から適正地域へ工場を移転する方	土地・建物・機械	1,500万円以内 (据置2年以内)	年8.4%	
⑲ 恩給担保貸付	⑲ 恩給担保貸付	恩給・扶助料などの受給者	事業資金のほか結婚資金、学費、住宅資金など消費資金でも結構です	70万円以内 ただし、手取額の3年分以内	4年以内	○返済は給付金を充当します ○保証人は1名以上必要です ○利率は年6.0%です。
⑳ 国債担保貸付	⑳ 国債担保貸付	国債の記名者	事業資金	給付金及び農地国債 10万円以内 引揚者国債15万円以内	国債最終償還日 までの期間内	
㉑ 環衛貸付	㉑ 環衛貸付 (受託貸付)	飲食業、喫茶店、食肉食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、興行業、旅館業、浴場業、クリーニング業	店舗、機械などの設備資金	1,800万円以内 (ただし、特別の場合は1,800万円をこえ ることができます)	10年以内	○利率は年7.2%です ○保証人、担保は不要です
㉒ 環衛改善貸付	㉒ 環衛改善貸付 (受託貸付)	環境衛生関係業者であつて、環境衛生同業組合理事長等の推薦を受けた小企業	設備資金	200万円以内	3年以内	
㉓ 従業員独立開業資金貸付	㉓ 従業員独立開業資金貸付 (50年度新設予定)	中小商店、サービス業の従業員が独立するとき（但し、正式決定がおくれているため、この各らんはあくまで予定です）	運転資金 設備資金	1,300万円以内 (6カ月据置)	5年以内 7カ年以内 (2年据置)	○利率、返済、保証人、担保について、は普通貸付に準ずる予定です

(2) 昭和 50 年 4 月 10 日 (毎月 1 回 10 日発行)

## 商工うつのみや

(昭和 43 年 4 月 11 日)  
(第 3 種郵便物認可)

定価一部 30 円

## ④ 国の融資制度

名 称	条 件	対 象 者	使 途	限 度 額	期 間	利 率	取 扱 機 関	申 込 先
(1) 工場等集団化資金	①協同組合等の組合員は、同一業種、関連業種に属する事業者 ②すべてが同一の団地に集団して工場または事業所を設置するもの ③組合員たる特定中小事業者または企業組合の数 20 人以上 ④組合員の % 以上が同じ工場の一部または全品を移転 ⑤協同組合等が団地内で共同施設事業を行なうもの	事業組合、事業協同小組合、協同組合連合会、これらの組合員または所属員たる特定中小事業者、企業組合、協業組合	土建構築、建築、地物物備	貸付対象額の 65 % 以内	15 年(3 年据置き 12 年均等償還)	年 2.7 %	直接貸付 (県) 中小企業課	市町村の商工担当課
(2) 店舗集団化資金	①原則として全組合員が卸売業を行うこと ②すべてが同一の団地に集団して店舗または倉庫を設置する ③組合員たる特定中小事業者または企業組合の数 20 人以上 ④組合員または所属員の % 以上が団地内に店舗または倉庫の全部あるいは一部を移転 ⑤協同組合等が団地内で共同施設事業を行なうもの	同 上	同 上	"	"	"	"	"
(3) 工場共同化資金	①協同組合等の組合員の数が 10 名以上で、すこしでも特定中小事業者または企業組合 ②組合員の % 以上が従業員の数 20 人以下の者であるなど ③組合のすべてが同一業種、関連業種に属する製造業 ④協同組合等が共同施設事業を行なうもの	同 上	同 上	貸付対象額の 80 % 以内	16 年(2 年据置き 14 年均等償還)	無利子	"	"
(4) 商店街近代化資金	①組合または連合会の組合員の % 以上が改造後の商店街が形成されるべき一定の土地の区域に店舗その他施設を設置するもの ②組合員の数 30 人以上 ③組合員が小売商業を営む中小商業であること ④共同組合等が適切な共同施設事業を行なうもの	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商店街振興組合、商店街振興連合会、これらの組合員、所属員	同 上	貸付対象額の 65 % 以内	15 年(3 年据置き 12 年均等償還)	年 2.7 %	"	"
(5) 小売商店舗共同化資金	組合の場合 ①協同組合等が共同店舗を設置し、かつ組合員すべてが共同店舗で小売商を営むこと ②組合員が 5 人以上 ③組合員はすべて商業、組合員の $\frac{70}{100}$ 以上が小売商業を営む中小商業者 ④協同組合等が共同店舗の組合員の事業に関する共同施設事業を行なうもの 会社の場合 ①合併または出資に基づいて設立された会社が店舗を設置し、かつ店舗において商品部販売に販売管理を行って、各種物品販売業またはセルフサービス方式による販売業を主たる事業として営むもの ②合併または出資をしようとする者の数が 5 人以上 ③すべて商業を営む者	事業協同組合 事業協同小組合	同 上	"	12 年(2 年据置き 10 年均等償還)	"	"	"
(6) 計算事務共同化資金	組合の場合 ①組合員と組合の間に、組合の行う計算事務を継続的に利用すべき契約を締結すること等による事務が組合員に十分利用されるようになっていること ②組合員の数 30 人以上 ③組合員の $\frac{80}{100}$ 以上が特定中小事業者または企業組合であること 会社の場合 ①当該会社に出資している特定中小事業者のすべてがその会社との間に会社の行う計算事務共同化事業を継続的に利用すべき権利を内容とする契約を締結すること等この事業が出資者によって利用されるようになっていること ②出資特定中小事業者の数が 30 人以上 ③出資をしているものの $\frac{80}{100}$ 以上が特定中小事業者でその所有出資額がその総数の $\frac{70}{100}$ 以上	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商店街振興組合、同連合会	土建電子計算機および附属設備	"	"	"	"	"
(7) 小売商業連鎖化資金(ボランタリー)(チエーン)	組合の場合 ①組合または組合員が小売商を営む組合員のため物品を購買し、かつ、所属小売業者に対し販売する事業その他の経営の合理化を図るために適切な事業を行なうもの ②小売商業者の数 30 人以上 ③組合員の $\frac{90}{100}$ 以上が小売商業者であること 会社の場合 ①当該会社に出資している中小商業者であって小売商を営むものために物品を購買し、かつ小売商に対し販売する事業その他の、経営の合理化を図るために適切な事業を行なうもの ②出資小売商の数 30 人以上 ③組合員の $\frac{70}{100}$ 以上が出資小売商業者 ④小売商業者の出資割合 $\frac{70}{100}$ 以上	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、その組合員、所属員	土建構築、建築、地物物備	"	"	"	"	"
(8) 共同施設資金	①事業協同組合、事業協同小組合または同連合会がその組合員または所属員の事業に関して行なう共同施設事業 ②商工組合または同連合会が、その組合員または所属員の事業に関して行なう共同施設事業 ③商店街振興組合または同連合会が、その組合員または所属員の事業に関して行なう共同施設事業 ④環境衛生同業組合または同連合会が行なう組合員または所属員の事業に関する共同施設事業 ⑤企業組合または協業組合が、その経営の合理化を図るために行なう共同施設事業	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、同連合会、商店街振興組合、同連合会、環境衛生同業組合、同連合会、企業組合協業組合	同 上	"	"	"	"	栃木県中小企業団体中央会経由のうえ市町村の商工担当課

昭和 50 年 4 月 10 日 (毎月 1 回 10 日発行)

## 商工うつのみや

(昭和 43 年 4 月 11 日)  
(第 3 種郵便物認可)

定価一部 30 円

(3)

名 称	条 件	対 象 者	使 途	限 度 額	期 間	利 率	取 扱 機 関	申 込 先
(9) 企業合同資金	①中小企業近代化促進法第 8 条第 12 項の規定によって主務大臣の承認を受けた合併後存続する会社(吸収合併)もしくは合併により設立された会社(新設合併)であること ②当該承認に係る出資を受けた会社もしくはその出資にもどして設立された会社(共同出資)であること	中小企業者たる会社	土建構築、建築、地物物備	貸付対象額の 65 % 以内	12 年(2 年据置き 10 年均等償還)	年 2.7 %	直接貸付 (県) 中小企業課	市町村の商工担当課
(10) 共同公害防止資金	事業協同組合、事業協同小組合または同連合会が行なう共同施設事業のうち、工場および事業場が集中し、かつ、これらの事業活動に伴う水質汚濁による公害が著しくまたは著しくなるおそれがある地域において行なわれるための公害防止施設であること	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会	土建または污水処理場施設	貸付対象額の 80 % 以内	15 年(2 年据置き 13 年均等償還)	無利子	"	"
(11) 設備近代化資金	県は、国の補助金と併せて県内に主たる事業所を有する中小企業に必要な設備資金の 2 分の 1 以内を貸付ける	国指定する設備	資本金 5,000 万円または、従業員 300 人以下の企業(商業サービス業にあっては資本金 1,000 万円以下、従業員 50 人以下の企業)であって、①国の指定する業種に該当するもの、②輸出振興上特に必要のあるもの	所要資金の 1/2 以内 10 万円以上 500 万円以下	1 年据置き 4 年(年均等償還)ただし 2 年(年均等償還)(内 1 年据置き)	"	"	"

## ⑤ 県の融資制度

(利率の( )書きは、信用保証付)  
(きの場合は貸出利率、以下同じ)

名 称	資 格	使 途	限 度 額	期 間	利 率	取 扱 金 融 機 関	申 込 先	主 管 課
中小企業振興資金(3 種統合)	中小企業者(資本金 5,000 万円以下または従業員 300 人以下の法人および個人)	運転資金を原則とする	一企業 3,000 万円(協同組合の組合員で、商工中金からの借入れの時は 5,000 万円)	1 年以内	年 8.0 % (7.8) 8.2 % (8.0) 8.5 % (8.3) 8.2 % (8.0)	足利銀行 栃木相互銀行 信引用金庫合 信商工中金	取扱金融機関 市町村融資振興会	中小企業課
小規模事業無担保資金	常時使用する従業員が 5 人以下の法人または個人	新規運転資金(手形の書換え等に) (は使えない)	200 万円	"	年 7.25 % 以内 (7.05)	信引用金庫合	"	"
中小商工業合理化安定資金	中小企業者(資本金 5,000 万円以下または従業員 300 人以下)で業種、品種転換、または協業化等を行なった商工業者	運転資金	1 組合 3,000 万円 1 企業 300 万円	3 年以内	年 7.75 % 以内 (7.55)	銀相信用工 銀組中行 行庫合	"	"
中小企業設備等整備資金	①従業員 20 人以下の物品販売業、大衆飲食店、クリーニング、理・美容業 ②施設改修に必要な資金	①店舗改修および改築に必要な資金 ②施設改修に必要な資金	店舗・施設ともそれぞれ 400 万円 共同店舗 1,600 万円 ショッピングセンター 3,000 万円 ただし、いずれも所要経費の 70 % まで	5 年(6 カ月据置、54 回月賦、元金均等償還)	年 7.5 % 以内 (7.3)	銀相信用工 銀組中行 行庫合 (宇都宮支店) (足利支店)	"	"
(工) 機械設備	①製造業者は、生産、加工、試験または個人の製造業で併せて下記資金を借り受けたもの ②機械設備資金 ③その他の業種は合理化に直接必要とする機械設備等	①製造業者は、生産、加工、試験または個人の製造業で併せて下記資金を借り受けたもの ②機械設備資金 ③設備近代化資金 ④設備資金と公社の貸与制度 ⑤公害防止資金	1 企業 400 万円	左記資金による機械設備を設置する工場の新築、増改築に必要な資金	1 企業 400 万円 ただし所要経費の 70 % まで			
小規模企業共済還元融資	小規模企業共済制度に 2 以上加入し、3 カ月以上掛金を完納しているもの	運転資金	1 企業 100 万円	1 年以内	年 7.75 % 以内 (7.5)	栃木相互銀行	商工会議所、商工会议所を通じて取扱金融機関	"
中小企業振興資金特別補完融資	年末中小企業振興資金の融資を受けたもの	運転資金	年末資金融資額の範囲内	7 月 1 日まで	保証協会保証付金利	足利銀行 相互信商 銀組中行 行庫合	年末資金の融資を受けた金融機関	"
季節中小企業振興資金	資本金 1 億円(卸売業は 3,000 万円、小売業・サービス業は 1,000 万円以下または従業員 300 人(卸売業は 100 人、小売業・サービス業は 50 人)以下の法人または個人およびこれと同程度の組合)	運転資金	1 組合 5,000 万円 1 企業 300 万円	6 月 1 日から 10 月 31 日まで	年 8.5 % (8.3)	利相信用工 銀組中行 行庫合	取扱金融機関	"
中小企業不況対策緊急資金	不況業種で緊急に他の制度金融以外に資金の導入を必要とする企業(倒産防止等)	運転資金	一企業 5,000 万円	1 年以内	年 7.25 %	臨時的制度	"	"
福 中 小 企 業 労 動 福 祉 施 設 資 金	従業員 300 人以下の法人または個人(資本金 1 億円以下に限る。ただし小売業・サービス業は資本金 1,000 万円以下、従業員 50 人以下、卸売業は資本金 3,000 万円以下、従業員 100 人以下)	①従業員のための住宅施設 ②食堂、調理室、売店、内託児施設、自動車置場等の厚生施設 ③更衣室、浴室、便所等の保健衛生施設 ④運動施設等の体育文化施設	所要経費の 70 % 以内で 400 万円	5 年(6 カ月据置、54 回月賦、元金均等償還)	年 5.5 %	銀相信用工 銀組中行 行庫合	取扱金融機関	労政課
公害防止施設等整備資金	中小企業者で、知事が公害防止施設の設置または公害防止のため工場等を移転することを必要と認めたもの	①公害防止施設一般 ②移転に要する経費	設置費または移転費の 75 % 以内で原則として 50 万円以上 500 万円以内(ただし移転にあつては 200 万円以上 2,000 万円以内)	7 年以内(据置 1 年、6 年)	年 4.5 % 以内	銀相信用工 銀組中行 行庫合	公害一課	公害一課

(4) 昭和50年4月10日 (毎月1回10日発行)

## 商工うつのみや

(昭和43年4月11日)  
(第3種郵便物認可) 定価一部30円

名 称	資 格	使 途	限 度 額	期 間	利 率	取扱金融機関	申 込 先	主 管 課
産業廃棄物処理施設整備資金	中小企業者で知事が産業廃棄物処理施設の設置を必要と認めたもの	産業廃棄物処理施設設備一般	設備費の75%以内で50万円以上500万円以内(ただし特認制度75%以下で1,000万円以内)	7年以内(据置1年、6ヶ月賦)金均等償還	年 4.5%以内	銀行 五用 銀信 組中 金庫 合会	公害一課	公害一課

(注) 他に、地場産業向の「特定産業振興資金」(益子焼、織維、木材、建具)があります

## ⑥ 事 業 団 の 還 元 融 資

名 称	資 格	使 途	限 度 額	期 間	利 率	取扱金融機関	申 込 先	主 管 課
中小企業退職金共済事業団還元融資	退職金共済事業団と退職共済を契約締結している中小企業者又はその団体	新築・増改築資金(土地購入資金も含む)保健衛生、給食、体育、その他福利厚生等の各施設	所要経費の70%までで2,000万円(共同5,000万円)	10年以内	年 8.2%	足利銀行 中行 金	取扱金融機関	労政課
雇用促進融資資金(雇用促進事業団)	一定数以上の常用労働者を公共職業安定所の紹介により雇い入れる事業主、及び事業主の団体	1.労働者住宅資金 2.福利施設資金 3.事業内訓練施設 4.労働障害者作業施設 5.他	貸付率は総経費の70%(その他)90%、(中小企業)基準単価の範囲内、住宅以外は100万円以上3,000万円	年 18年~ 30年	年 中小企業 8.0% その他 8.5%	足柄本店 木相互銀行 本店 都宮信用金庫	公共職業安定所及び取扱金融機関	雇用保険課

## ⑦ 住 金 (住宅金融公庫) の 融 資 制 度

(個人住宅関係を除く)

名 称	資 格	条 件	限 度 額	期 間	利 率	取 扱 金 融 機 関	申 込 先	主 管 課
住宅つき店舗事務所等の建築資金	防火地域、準防火地域内の商業地域及び上記以外の地域で、重点地域に認められる地域への建築	延べ面積が1,000平方米(約300坪)以上でおおむね2分の1以上が住宅である店舗および事務所。なお数人の共同建築でもよい	貸付対象面積+標準建築費×75%以内	元利均等 非住宅 10年以内 住宅 20年	住宅は 年7.75% 店舗等は 年8.5%	住宅金融公庫の指定金融機関	住宅課	住宅課
産業労働者住宅建設資金	従業員5人以上の事業所で、その従業員を収容するもの	甲、土地75% 建物75%以内 乙、建物50%以内	建築費の75%以内	耐火35年以内簡易耐火25年以内その他18年以内	甲、年7.5% 乙、年8.0%	"	"	"

## ⑧ 政 府 系 の 融 資 制 度

区 分	1. 中 小 企 業 金 融 公 庫	2. 国 民 金 融 公 庫	3. 商 工 組 合 中 央 金 库
融資対象	資本金1億円(小売業サービス業は1,000万円、卸売業は3,000万円以下、又は従業員300人(小売業、サービス業は50人、卸売業は100人)以下の法人個人、協同組合等)で公庫の定める事業を営むもの	適切な事業計画のもとに独立して事業を営み、又は営もうとするもので、銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることが困難であるもの	商工組中に出資している中小企業等協同組合等各種中小企業者によって組織されている組合及びその組合員
業務の特質	中小企業者に対する設備及び長期運転資金の貸付を行ふ比較的の中企業を対象とする(直接貸付)	国民経済の維持發展に必要な中小企業者の小口長期事業資金の貸付を行う比較的小企業を対象とする(直接貸付)	中小企業等協同組合環境衛生同業組合とその組合員に、運転資金(長期、短期)設備資金の貸付を行う(組合金融)
貸出限度	個人法人10,000万円(代理貸付2,000万円) 特定業種10,000万円に上のせされる。	一般1,000万円 生鮮食料品等小売業近代化資金、安全公害資金各1,800万円	組合員 8億円 組合員 8,000万円
貸出期間	原則として 運転資金 5年以内 設備資金 5年~10年以内	運転5年、設備7年以内、生鮮食料品等小売業近代化資金、安全公害資金等にあっては10年以内	短期 1年以内 長期 12年以内
貸出利率	一般 年 9.4% 特別 // 8.9%以下	一般 年 9.4% 生鮮食料品 // 8.9% 指定設備 // 7.9% 安全公害 // 7.3%	1年未満 組合員 9.75% 組合員 9.625% (保証会員付 0.2%引) 1年以上 5年内 10.1% 5年内 10.0% 5年超 10.2% 9.9%
担保	保証する	500万円以上は原則として保証を微する (以上細部は、1頁の(3)をご覧下さい)	原則として、微する

## ⑨ 保 証 協 会 の 保 証 制 度

栃木県信用保証協会

協会の目的	資 格	保 証 額	期 間	保 証 料	申 込 先	
中小企業者のみなさんが金融機関から融資を受ける場合に、みなさんの保証人となることにより融資が容易に受けられることを目的として設立された信用補完のための公共機関です	県内に店舗、工場営業所があり、引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者及び協同組合等	個人 5,500万円 法人 500万円 組合 10,500万円 ※このほか、特別保証制度もありますので、県又は保証協会あてご照介ください	個人 法人 組合 10年以内	運転資金 5年以内 設備資金 10年以内 公害保険に該当するもの 手形割引根保証 設備近代化資金 歳末賃金 夏季賃金 50万円超	30万円以下 年率 0.62% 50万円以下 // 0.73% 50万円超 // 1.08% 30万円以下 // 0.54% 50万円以下 // 0.69% 50万円超 // 1.08% // 1.08% 30万円以下 // 0.62% 50万円以下 // 0.70% 50万円超 // 1.00%	金融機関を通じて保証協会へ

## ⑩ 設 備 貸 与 公 社 の 貸 与 制 度

栃木県中小企業設備貸与公社

対象企業	県内で1年以上の事業実績を有し、従業員20人以下(小売業は5人以下)の企業であって、国が指定する業種に該当するもの
対象設備	県内の自社工場又は事務所に設置する設備であり、51年3月31日までに設置完了できるものであって、国で指定する設備
貸与額の限度	1企業当たり20万円以上800万円以下
貸与の方法	買取予約付き賃貸借契約による割賦販売
貸与期間	原則として4年半(公害防止施設は11年半)
貸与損料	年利5% (半年毎の前払)
保証金	貸与設備額の10%を設備設置前に納入する
申込場所	市町村の商工担当課
問い合わせ先	宇都宮市本町12番10号 21-5248-23-2261